

広島港客船誘致・おもてなし委員会規約

(名称)

第1条 本会は「広島港客船誘致・おもてなし委員会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、官民が連携し、一体となって、広島港に寄港するクルーズ客船の受入・接遇並びに誘致を行い、広島港の発展及び観光を中心とする産業の活性化を推進し、もって地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クルーズ客船の受入行事及び接遇
- (2) クルーズ客船の誘致
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する官公庁、関係団体とする。

- 2 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を委員長に提出し、委員会の承認を得なければならない。
- 3 会員は退会しようとするときは、その旨を委員長に届け出るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 広島県土木建築局空港港湾担当部長の職にある者
- (2) 副委員長 広島商工会議所産業・地域振興部長の職にある者
- (3) 監事 廿日市商工会議所事務局長の職にある者

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は本会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の承認を経て、委員長が委嘱する。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じ委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画及び予算、決算に関すること。
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

- 2 総会の議長は委員長が務める。ただし、委員長が出席できない場合は副委員長が、副委員長も出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が議長を務める。
- 3 総会は委員の半数以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。

(ワーキングスタッフ会議)

第9条 本会事業の円滑な推進を図るため、ワーキングスタッフ会議を置く。

- 2 ワーキングスタッフ会議は、組織団体の中で、実務を担当する者から構成する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、本会の運営に要する費用を負担している団体をもって構成し、委員長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

- 2 幹事会は、次の事項を委員会に提案し、承認を得なければならない。
 - (1) 予算及び事業計画に関すること。
 - (2) ワーキングスタッフ会議での意見や要望等のうち、本会の予算に関すること。
- 3 幹事会は、その構成員の半数以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会計等)

第11条 本会の経費は、会員からの負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、広島県土木建築局港湾振興課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当監の職にある者をもって充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は委員会の審議を経て委員長が定める。

附 則

この規約は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

附則

この規約は、令和6年6月6日から施行する。